

付録ー7 滑走路舗装補修後のノンブルーピングノータム発出方法

滑走路の舗装補修をし、ノンブルーピング（グリーンピングが設置されていない）箇所が生じる場合、各航空会社が定める運航規定により、横風制限や滑走路長等の離着陸にかかる条件が変更されるため、ノンブルーピング箇所をノータム通報することが望まれる。一方、舗装補修は1㎡未満の極めて小さい範囲の補修をすることもあり、また空港によっては年間10件以上の補修をすることもあるので、滑走路内全てのノンブルーピング箇所をノータム通報することにより、大規模なノンブルーピング箇所の情報を見落としするおそれがある。運航に影響を与える規模のノンブルーピング情報を確実に周知するため、各航空会社と調整し定めたノンブルーピングノータム発出方法について記述する。

<通報対象>

滑走路縦断方向の延長が10m以上のノンブルーピング範囲が生じた場合

<通報内容>

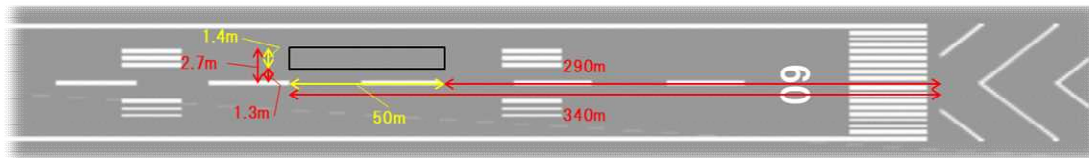
- ① 滑走路番号（ノンブルーピング箇所から距離が近い滑走路番号路番号を採用する）
- ② ノンブルーピング範囲の縦断（滑走路末端からの距離）と横断（滑走路センターライン（以下、「RCL」という。）からの距離※）の始点・終点、延長、幅
※RCL に対し、両側又は片側の距離を明示し、両側の距離が異なる場合及び片側の場合は、方位（東西南北）を明示する。なお、方位の明示方法は、<補足事項>4. を参照
※整数止め（小数点以下第1位を四捨五入）
- ③ ノンブルーピングの期間
 - 1) 終期が決まっている場合は記載する
 - 2) 終了期間が不明な場合は、有効期間は3ヶ月未満とし、○月○日○時○分（JST）予定など「予定」と記載
 - 3) 終了日時がわかりしだい、当該ノータムの変更し、終了日時を修正する。その場合も依頼日時から3ヶ月未満とする
 - 4) 3ヶ月以上に及び場合はノータムではなく SUP 対象となるので、SUP 発行手続きについて別途調整を行う

滑走路方向 / 滑走路縦断方向始点～終点（延長） / 滑走路横断方向始点～終点（幅） / 期間



<例 1>

RWY09 / 290m~340m (50m) / +1.3m~+2.7m (1.4m) / 2021年3月11日 15時~



FROM 21/03/11 15:00 TO (有効日から3ヶ月未満の日時)

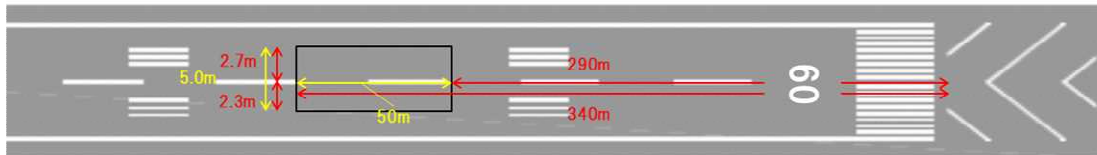
E) GROOVING FOR RWY 09/27 PARTLY ERASED DUE TO CONST

1. LEN: 50M (BTN 290M AND 340M FM RWY 09 THR)

WID: 1.4M (BTN 1.3M AND 2.7M ON THE N SIDE OF RCL)

<例 2>

RWY09 / 290m~340m (50m) / -2.3m~+2.7m (5.0m) / 2021年3月11日 15時~



FROM 21/03/11 15:00 TO (有効日から3ヶ月未満の日時)

E) GROOVING FOR RWY 09/27 PARTLY ERASED DUE TO CONST

1. LEN: 50M (BTN 290M AND 340M FM RWY 09 THR)

WID: 5.0M (BTN 0M AND 2.7M ON THE N SIDE OF RCL, BTN 0M AND 2.3M ON THE S SIDE OF RCL)

<例 3> ノングルーピングノータムの基本様式

GROOVING FOR RWY△番号 (消去/一部消去) DUE TO (理由)

1. LEN: ++M (FM RWY ++ THR TO ++M)

WID: ++M (WITHIN AND EXTENDING UP TO ++M BOTH SIDE OF RCL)

※上記1は、RCLの両側に同じ幅のノングルーピング個所がある場合の例

2. LEN: ++M (BTN ++M AND ++M FM RWY ++ THR)

WID: ++M (BTN ++M AND ++M ON THE ++ SIDE OF RCL)

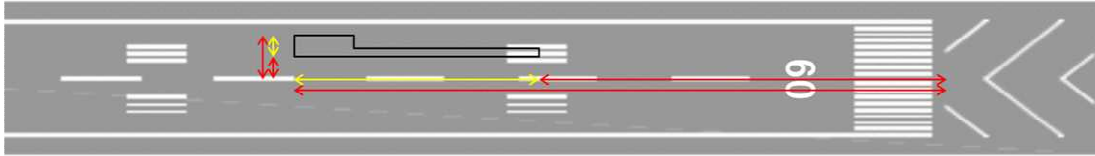
※上記2は、RCLの片側にノングルーピング個所がある場合の例

※方位については、N:NORTH、S:SOUTH、E:EAST、W:WESTのように略語を使用する

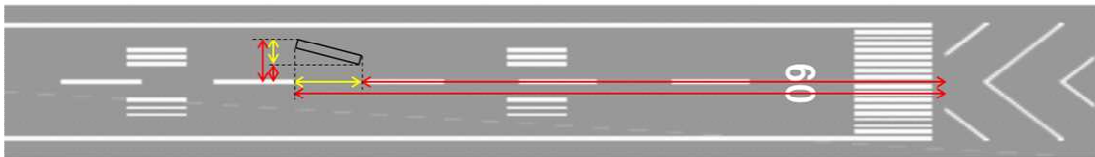
<補足事項>

1. ノングルーピング範囲は滑走路方向、滑走路直角方向の矩形で設定する。

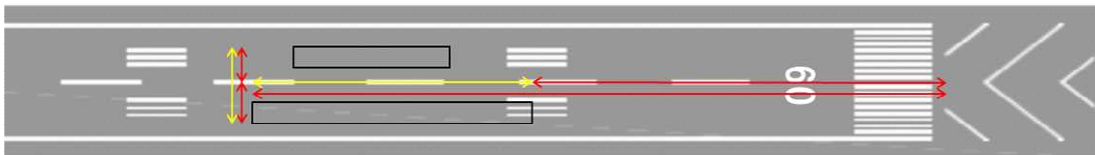
例：矩形でない場合



例：矩形であるが、滑走路方向・滑走路直角方向に対し斜めになっている場合



2. 滑走路の左側・右側にノングルーピング範囲がある場合は、1つの範囲として設定する。



3. 既設のノングルーピング範囲が変更される場合

	ノングルーピング 延長 (例)	NOTAM 通報
10m 以上のノングルーピング範囲を通報する。	12m	12m を通報
通報済みの 10m 以上のノングルーピング範囲が延長された場合は延長後の範囲を通報する。	12m⇒15m	15m を通報
一部ノングルーピングを再設置することによる短縮されることは想定されない。	12m⇒9m	想定なし
通報済みの 2 つ以上の 10m 以上のノングルーピング範囲が延長等により結合された場合は、結合後の総延長の範囲を通報する。	既存①：12m 既存①延長：5m 既存②：13m ⇒30m	30m を通報
10m 未満のノングルーピング範囲は通報しない。	7m	通報しない
10m 未満のノングルーピング範囲が延長され、10m を超えた場合は、通報する。	7m⇒13m	13m を通報
10m 未満の 2 つ以上のノングルーピング範囲が延長等により結合された場合は、結合後の総延長の範囲を通報する。	既存①：6m 既存①延長：3m 既存②：5m ⇒14m	14m を通報
2 つ以上のノングルーピング範囲が連続していない場合は、2 つの NOTAM を発出する。	既存①：12m 間隔：3m 既存②：15m	12m と 15m を通報

4. RCL に対する方位の明示

ノンブルーピングノータムにおける滑走路番号と RCL に対する方位の考え方は、下表及び下図を参照し設定する。なお、方位については、東西南北（EAST/WEST/SOUTH/NORTH）を基本とし、北東（northeast）、北西（northwest）、南東（southeast）及び南西（southwest）を組合せ適切に明示することとする。

表－滑走路番号と RCL に対する方位

滑走路番号	RCL に対する方位
32～00 (18)～04	WEST/EAST
05～13	NORTH/SOUTH
14～18 (36)～22	WEST/EAST
23～31	NORTH/SOUTH

図－滑走路番号（数字）と RCL に対する方位の関係

